

入札監理小委員会における審議結果報告 「道路、河川・ダム、都市公園における発注者支援業務等」

国土交通省の道路、河川・ダム、都市公園における発注者支援業務等について、当該民間競争入札実施要項（案）を入札監理小委員会において審議したので、その結果を以下のとおり報告する。

1. 事業概要

国土交通省、内閣府の標記業務は、公共サービス改革基本方針（平成 22 年 7 月 6 日閣議決定）別表において民間競争入札の対象として選定され、市場化テストの実施要項審議は 11 回目（業務量等を勘案し、事務所毎に単年～3 年の契約）

2. 前回の実施要項からの修正点について

（1）資格要件の緩和

実施要項の改善にあたり、入札参加可能企業等を対象とした資格要件等に関するアンケートを実施し、アンケートの結果等を踏まえ、下記のとおり対応した。

【意見】

- ・ 公物管理補助業務について、管理技術者の同種・類似業務の実績がない。⇒①で対応
- ・ 管理技術者は「河川又は道路関係の技術的行政経験を 25 年以上」、担当技術者は「河川又は道路関係の技術的行政経験を 10 年以上」とあるが、技術者確保の観点から「経験年数の緩和」を希望 ⇒①、②、④で対応
- ・ 行政事務補助業務を業務実績としてほしい。⇒③で対応

【対応】

- ① 配置予定管理技術者の資格要件の緩和（資料 3-2-1：13/60 頁等）
 - ・ 積算技術業務、工事監督支援業務、技術審査業務
 - ⇒ 同技術者の同種業務の実績に、公物管理補助業務を追加
 - ・ 河川巡視支援業務、堰・排水機場等管理支援業務、ダム管理支援業務
 - ⇒ 同技術者の同種業務の実績に、発注者支援業務を追加
 - 同技術者の資格に、河川又は道路関係の技術的行政経験を「25 年以上」有する者としていたところ、「20 年以上」有する者に変更
- ② 配置予定担当技術者の資格要件の緩和（資料 3-2-1：16/60 頁等）
 - ・ 積算技術業務、工事監督支援業務、技術審査業務、河川巡視支援業務、堰・排水機場等管理支援業務、ダム管理支援業務、河川許認可審査支援業務、道路許認可審査・適正化指導業務
 - ⇒ 資格要件に、河川又は道路関係の技術的行政経験を「10 年以上」有する者としていたところ、「5 年以上」有する者に変更
- ③ 業務実績の緩和（資料 3-2-4：12/61 頁等）
 - ・ 河川巡視支援業務、堰・排水機場等管理支援業務、ダム管理支援業務、河川許認可審査支援業務、道路許認可審査・適正化指導業務

- ⇒ 業務実績に、行政事務補助業務（技術資料作成業務等）を追加
- ④ 総合評価の評価項目（技術評価）における資格の緩和（資料3-2-4：14/61頁等）
- ・河川巡視支援業務、堰・排水機場等管理支援業務、ダム管理支援業務、河川許認可審査支援業務、道路許認可審査・適正化指導業務
- ⇒ 同評価項目の予定管理技術者資格等について、河川又は道路関係の技術的行政経験を「25年以上」有する者としていたところ、「20年以上」有する者に変更

（2）その他の修正点等

時点修正等を行った。

3. その他

令和2年度の評価において、本事業については、旧建設弘済会の事業譲渡が完了した来年度の評価において、事業の総括的な評価を行い、市場化テストの終了の可否も含めた結論を得ることとしている。

4. 実施要項（案）の審議結果について

（1）技術者の資格要件について（資料3-2-1：16/60頁等）

予定担当技術者の資格について、「技術的行政経験」に市町村での経験が含まれていない（現状では、都道府県、政令市での経験が含まれる。）ので、市町村を含めるように緩和できないかとの指摘を受け、品質面での観点を踏まえ、より政令市に人口規模の近い「中核市」を加えることで、技術的行政経験の資格要件拡大を行った。

（2）無資格の技術者の配置について

無資格の担当技術者（特に無資格の若手技術者）の配置について、一部の事業（積算技術業務等）を除き認められていないが、（複数の技術者が配置されている場合は）無資格の技術者を配置するよう緩和できないかとの指摘について、国土交通省から、現場の監督には、技術的知識や工程管理、安全管理に関する知識など、品質管理の面のみならず、様々な面に対する技術的知識と経験が必要となり、業務の集中する時期では経験のある担当技術者においても担当業務で手一杯となっているのが実情であり、また、請負者である建設業界側からは、未資格担当技術者の現場配置は適さないとの意見もあることから、今回、要件緩和は困難であるものの、今後のデジタル化の普及促進に伴う建設業界の状況も踏まえつつ、引き続き、未資格担当技術者の現場配置について、検討していく旨の回答があった。

5. 意見募集（パブリック・コメント）の結果について

令和2年9月30日から同年10月14日までパブリックコメントを実施した結果、44件の意見（発注者支援業務：15件、公物管理補助業務：18件、用地補償総合技術業務：11件）があったところ、修辭的な修正、表現の適正化等に関する意見であり、それらを踏まえ、形式的な修正等を行っている。